

2024年1月10日

プルデンシャル生命保険株式会社

## 令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまへ

この度の令和6年能登半島地震で被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、被災された皆さまに対して、「災害救助法適用の特別お取り扱い」に加えて、以下の特別なお取り扱いを実施しておりますので、ご案内いたします。

### 1. 保険料払込猶予期間の延長

災害救助法が適用された地域にご契約者さまがお住まいのご契約<sup>※1</sup>については、2024年7月31日（水）までご契約を失効させない特別なお取り扱いを行っております。

お申し出により保険料払込猶予期間を延長することに加え、会社から通知が届けられないご契約は、お申し出がない場合でも、2024年7月31日（水）まではご契約が失効することはありませんのでご安心ください。

なお、口座振替の一時的な停止をご希望の場合は、担当ライフプランナーもしくは以下のお問い合わせ窓口へお申し出ください。

※1 2024年1月1日（月）時点で有効に継続されているご契約

### 2. 保険契約の失効に関する猶予期間の延長

災害救助法が適用された地域に住まれ、契約者貸付を受けられているご契約や、保険料の自動振替貸付がすでに適用になっているご契約で、貸付元利金が解約返戻金を超える場合に発生する失効（いわゆるオーバーローン失効）も2024年7月31日（水）まで猶予いたします。

生命保険契約が失効すると、万一の際に保険金をお支払いできないだけでなく、ご契約を

復活されたい場合でも、その時点の健康状態によっては復活がかないません。被災地域のお客さまが大変困難な状況下にいらっしゃることに鑑み、ご契約が失効することなく継続し、万一の際に保険金をお支払いするために猶予期間を延長いたしますのでご安心ください。

### 3. 入院給付金のお支払いに関するお取り扱い

#### ① 被災後直ちに入院ができなかった場合

この度の災害により、入院治療が必要なけがをされたものの、医療施設側の事情等により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、ご請求の際にお申し出をいただくことにより、災害に遭われた日からご入院されていたものとして当該期間についても入院給付金をお支払いいたします。

#### ② 入院の継続が必要だったにもかかわらず、退院せざるをえなかった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、医療施設側の事情等により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設等で医師により治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、ご請求の際に本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

#### ③ 医療施設に入院できなかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、医療施設側の事情等により入院できず、臨時施設等で医師により治療を受けた場合は、ご請求の際に本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

### 4. 契約者貸付の利息免除

新規の契約者貸付について、以下のとおりお取り扱いさせていただきます。

対象となるご契約	令和 6 年能登半島地震により災害救助法の適用された地域に居住されているお客さまのご契約 (変額保険、変額年金保険を除く)
貸付利率 <sup>※2</sup>	年利 0.0% (貸付利息を免除)
受付期間	2024 年 3 月 31 日 (日) まで (2024 年 1 月 1 日 (月) 以降に貸付金を交付した契約者貸付に遡

	及適用いたします)
適用される期間	2024年7月31日(水)まで

※2 貸付利息免除にともなう差額の調整は所定の計算方法により適用期間終了後に行います。

今回の特別なお取り扱いのお申し出やご質問につきましては、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740 (通話料無料)

受付時間：平日 9:00～18:00、土日 9:00～17:00 (祝休日・12/31～1/3 は休業)